

留萌川減災対策協議会 設置趣旨

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 3 月 25 日に「天塩川下流・留萌川水防連絡協議会」の中に河川管理者、北海道、留萌市等からなる「留萌川減災対策部会」を設置し、活動を開始しました。

その後、平成 28 年 8 月には北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことから、平成 29 年 6 月 19 日には水防法等の一部を改正する法律が施行され、水防法には大規模氾濫減災協議会の創設が盛り込まれました。

この水防法の改正に伴い、「留萌川減災対策部会」の活動を引き継ぎ、新たな法定協議会として「留萌川減災対策協議会」を水防法第十五条の九及び第十五の十に基づき組織するものです。